

○京都府立大学産学公連携リエゾンオフィス規程

(令和3年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第10条の規定により、京都府立大学産学公連携リエゾンオフィス（以下「リエゾンオフィス」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リエゾンオフィスは、産学公の連携拠点として、本学の教職員が有する知的資源を基に、教育・研究体制の強化を図るとともに、大学の知的財産の公開及び産業界との連携を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 リエゾンオフィスは次に掲げる事項を実施する。

- (1) 産学公連携協力による教育・研究活動の推進と地域社会の発展に関すること。
- (2) 教育・研究成果の社会への情報発信に関すること。
- (3) 知的財産に関する権利の取得、管理及び活用に関すること。
- (4) 研究倫理教育に関すること。
- (5) 大学発ベンチャーの支援に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 リエゾンオフィスは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学公連携リエゾンオフィス長（以下「オフィス長」という。）
- (2) 産学公連携副リエゾンオフィス長（以下「副オフィス長」という。）
- 2 オフィス長は学長が指名し、リエゾンオフィスの業務を総括する。
- 3 副オフィス長は、オフィス長の指名により学長が任命し、オフィス長を補佐し、オフィス長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 第1項に定める者のほか、オフィス長は、学長の承認を得て、特任教員、客員教員、研究補助員、共同研究員及びその他必要と認めた者をリエゾンオフィスに受け入れることができる。

(任期)

第5条 前条第1項に定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 リエゾンオフィスの運営及び所掌事項（次条に規定する専門会議において審議する事項を除く。）について審議するため、リエゾンオフィスに運営委員会を置き、次に掲げる者を運営委員に充てる。

- (1) オフィス長
- (2) 副オフィス長
- (3) 京都府立大学大学院学則（平成 20 年京都府立大学規則第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する各研究科の長
- (4) その他オフィス長が必要と認めた者

2 オフィス長は、必要と認めるときは、運営委員以外の者を会議に参加させ、意見を聴くことができる。

3 運営委員会の運営に関し必要な事項は、オフィス長が別に定める。

（専門会議）

第 7 条 産学公連携に必要な情報を収集・整理し、京都府立大学受託研究取扱規程（平成 21 年京都府立大学規程第 2 号）第 5 条第 2 項及び京都府立大学共同研究取扱規程（平成 21 年京都府立大学規程第 3 号）第 5 条第 2 項に定める審議を行うとともに、リエゾンオフィスの取組を迅速かつ効果的に推進するため、リエゾンオフィスに専門会議を置き、次に掲げる者を専門委員に充てる。

- (1) オフィス長
- (2) 副オフィス長
- (3) 倫理委員会委員長（京都府立大学調査・研究倫理規程（平成 20 年京都府立大学規程第 14 号）第 7 条第 1 項に規定する者）
- (4) その他オフィス長が必要と認める者

2 オフィス長は、必要があると認める場合は、前項に掲げる者以外の者を専門会議に参加させることができる。

3 専門会議の運営に関し必要な事項は、オフィス長が別に定める。

（部会）

第 8 条 リエゾンオフィスに、特別の事項を審議するため必要のあるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、オフィス長が別に定める。

（事務局）

第 9 条 リエゾンオフィスの事務は、関連する部局等の協力を得て企画・地域連携課が処理する。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、リエゾンオフィスの運営等に関し必要な事項は、オフィス長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。